

答申(案)の修正について

令和3年度 第4回 久御山町上下水道事業経営審議会
令和3年11月22日(月)10:00～

久御山町 事業建設部 上下水道課

【目次】

1 審議会委員の意見による修正

2

1 審議会委員の意見による修正(1/3)

【修正・追記箇所1】

委員意見: 基準外繰入について、令和3年度以前に起債した企業債を対象とするということを明確に記載すべき。

対応状況: ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり追記しております。

旧	新
<p>2 (2) イ 一般会計繰入金(公費負担)について</p> <p>本審議会では、この基準外繰入のあり方について、今後、下水道事業が蓄積すべき目標資金残高や、企業債残高の抑制等も考慮したうえで、下水道の整備・普及のために要した企業債の元金償還額の40%を一般会計の負担部分として、下水道事業へ繰り入れることが望ましいと考えます。</p>	<p>2 (2) イ 一般会計繰入金(公費負担)について (P.2)</p> <p>本審議会では、この基準外繰入のあり方について、今後、下水道事業が蓄積すべき目標資金残高や、企業債残高の抑制等も考慮したうえで、下水道の整備・普及のために要した令和3年度以前に起債した企業債の元金償還額の40%を一般会計の負担部分として、下水道事業へ繰り入れることが望ましいと考えます。</p>

【修正・追記箇所2】

委員意見: 起債対象を管更生工事に限定しているが、問題ないか。(下水道ビジョン(案)修正済)

対応状況: 下水道ビジョン(案)の修正内容に合わせて、以下のとおり修正しております。

旧	新
<p>2 (2) ウ 企業債について</p> <p>本審議会では、下水道使用料及び一般会計繰入金、目標資金残高等を考慮したうえで、企業債については、起債対象を管更生工事とし、起債充当率を30%とすることが望ましいと考えます。</p>	<p>2 (2) ウ 企業債について (P.2)</p> <p>本審議会では、下水道使用料及び一般会計繰入金、目標資金残高等を考慮したうえで、企業債については、起債対象を管渠改築工事(管更生工事等)とし、起債充当率を30%とすることが望ましいと考えます。</p>

1 審議会委員の意見による修正(2/3)

【修正・追記箇所3】

委員意見:「3 付帯意見 (2) 下水道使用料のあり方」について、文章を分割した方が分かりやすいのではないか。

対応状況:ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正しております。

旧	新
<p>3 (2) 下水道使用料のあり方</p> <p>「久御山町下水道ビジョン(案)」でも述べているとおり、久御山町の下水道使用料体系は、一部の大口使用者の稼働状況によって使用料収入が強く影響を受けるといった構造的な課題があり、今後、社会情勢や経営環境等が大きく変化することで、使用料収入が大きく減少することが見込まれる場合には、使用料体系の見直しの検討が必要になると考えます。</p> <p>使用料改定は、住民生活や町内企業の経済活動に直結し、大きな影響を及ぼすため、使用料体系の見直しが必要となった際には、その経緯や必要性について、十分に住民等の理解が得られるよう、丁寧な説明に努められたい。</p>	<p>3 (2) 下水道使用料のあり方 (P.3)</p> <p><u>ア 使用料体系の見直しの検討</u> <u>財政計画においては、現行の使用料体系を維持することが望ましいとの結論に至りましたが、「久御山町下水道ビジョン(案)」でも述べているとおり、現行の使用料体系には、一部の大口使用者の稼働状況によって使用料収入が強く影響を受けるといった構造的な課題があります。</u></p> <p><u>そのため、今後、社会情勢や経営環境等が大きく変化することで、使用料収入が大きく減少することが見込まれる場合には、使用料体系の見直しを検討する必要があると考えます。</u></p> <p><u>イ 使用料改定に係る周知・理解</u> 使用料改定は、住民生活や町内企業の経済活動に直結し、大きな影響を及ぼすため、使用料体系の見直しが必要となった際には、その経緯や必要性について、十分に住民等の理解が得られるよう、丁寧な説明に努められたい。</p>

1 審議会委員の意見による修正(3/3)

【修正・追記箇所4】

委員意見: 今後の下水道の整備・普及に係る一般会計繰入金のあり方についても、できる限り継続した考え方を示すべき。

対応状況: ご意見の趣旨を踏まえ、「3 付帯意見」に以下のとおり追記しております。

旧	新
	<p>3 (3) 今後の整備・普及に係る一般会計繰入金(公費負担)のあり方について (P.3)</p> <p><u>(3) 今後の整備・普及に係る一般会計繰入金(公費負担)のあり方について</u> これまでの下水道の整備・普及のために要した経費に係る一般会計繰入金(公費負担)については、「2 久御山町下水道ビジョン(案)について(2) 財政計画について」のとおりであるが、今後、未普及地区の下水道整備や土地区画整理等によって新たに下水道を整備・普及する場合においても、今回整理した公費負担のあり方の趣旨を踏まえ、その負担のあり方について検討するよう努められたい。</p>